

警戒区域等指定の事例集

国土交通省 水管理・国土保全局

河川環境課 水防企画室

令和2年4月

改訂の経緯

○平成30年5月 初版公表

○令和2年4月 第2版公表

- ・山形県遊佐町の効果事例
- ・名古屋市における津波避難ビルの構造安定性の確認手法の事例
- ・津波災害警戒区域における都市防災総合推進事業(北海道・蘭越町) の追加
- ・警戒区域等における津波対策推進に関わる特例等の都市防災総合推進事業 の追記

はじめに

- 本事例集は、警戒区域等（津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域をあわせて「警戒区域等」とする）の指定を進めていくためには、警戒区域等が既に指定されている市町村における事例が参考となることから、これを取りまとめたものである。
- 津波災害警戒区域を指定済みの市町村に対する調査からは、津波災害警戒区域の指定は、当該市町の警戒避難体制の整備や住民等の防災意識の向上に寄与している。都道府県及び市町村においては、本事例集に記載の取組も参考に、津波への安全を図るため、警戒区域等の指定に向け具体的な検討を進めていただきたい。

目次

<警戒区域等の効果>

6. 警戒区域等を指定する意義
7. 津波災害警戒区域指定の効果
8. 津波災害警戒区域指定の効果(区域指定済みの市町の声)
9. 津波災害警戒区域指定に係る住民の意識
10. 山形県遊佐町における効果事例

<警戒区域等指定済みの府県における対応>

12. 都道府県における検討体制
13. 検討会の設置による警戒区域等指定基準等の検討
14. 津波災害警戒区域指定済み府県における区域指定の流れ
15. 津波災害警戒区域指定に係る市町村との調整
16. 警戒区域等の市町村毎の指定
17. 都道府県による津波災害警戒区域の住民への周知
18. 「重要事項説明」のための情報提供

<警戒区域等指定済みの市町における対応>

20. 津波災害警戒区域指定済みの市町における住民等への対応
21. 警戒区域等指定に係る市町の対応と住民の意識
22. 津波防災地域づくり推進協議会(静岡県伊豆市)
23. 警戒区域等の呼称の工夫
24. 基準水位に基づくハザードマップの作成
25. 警戒区域等の住民等への周知
26. 警戒区域等指定後の市町の対応

<津波災害特別警戒区域の指定に係る対応>

28. 静岡県伊豆市における津波災害特別警戒区域の指定
29. 津波災害特別警戒区域の指定の公示例(静岡県伊豆市)
30. 静岡県伊豆市における津波災害特別警戒区域の指定の目的
31. 静岡県伊豆市における津波災害特別警戒区域の指定の経緯
32. 静岡県伊豆市における津波災害特別警戒区域の指定の経緯(参考)
33. 伊豆市のまちづくりを進める上で津波災害特別警戒区域の制度を活用

<津波災害警戒区域における地価の変化傾向>

35. 地価の変化傾向① 徳島県
36. 地価の変化傾向② 山口県
37. 地価の変化傾向③ 和歌山県
38. 地価の変化傾向④ 静岡県

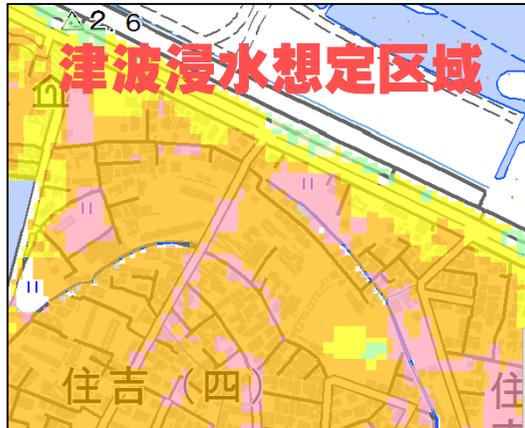
<その他>

40. 警戒区域等における津波対策推進に関わる特例等
41. 名古屋市における津波避難ビルの構造安全性の確認手法の事例
42. 津波災害警戒区域における都市防災総合推進事業(北海道・蘭越町)

【警戒区域等の効果】

警戒区域等を指定する意義

○警戒区域等は、危険のレッテルを貼るものではなく、津波に対して安全な地域を目指すことを示すものである



津波による浸水のリスクは、「津波浸水想定区域」が公表された時点で、既に一般に周知されている



警戒区域等指定は、すでに示されている津波の浸水リスクに対処し、より安全な地域づくりを行うもの

津波災害警戒区域:「逃げる」ための警戒避難体制を整備

津波災害特別警戒区域:建築等の安全性を確保し津波を「避ける」

警戒区域等指定は津波による浸水リスクを表明するものではなく、すでに表明された浸水リスク(=浸水想定)に対処し、より安全な地域としていくことを示すもの

津波災害警戒区域指定の効果

○最大クラスの津波が発生した場合の危険度・安全度を住民等に「知らせ」、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、警戒避難体制の整備を推進

○区域指定による住民等の防災意識の向上、防災活動への参画

(54条)津波避難訓練の実施、(55条)津波ハザードマップ作成、(71条)避難促進施設関係者の訓練への参加、(宅建法施行規則)重要事項説明、etc

○安全な避難場所の確保

(15条)容積率の緩和、(56条)指定避難施設、(60条)協定避難施設、(70条)指定避難施設の訓練への協力、etc

○要配慮者利用施設等における避難確保

(54条)避難促進施設の指定、(71条)避難確保計画の作成・訓練への参加等

○津波に対して安全な地域づくりを進めていることを全国に発信

津波災害警戒区域指定の効果（区域指定済み市町の声）

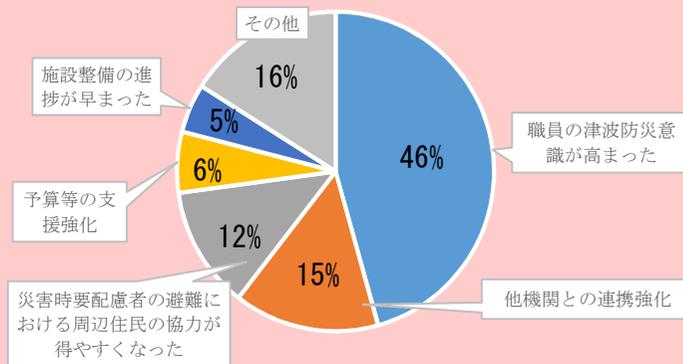
- 津波災害警戒区域指定済みの市町に対するアンケート結果によると、区域の指定により、市町の職員の防災意識が高まるなどのメリットがあった
- 区域が指定された市町においては、住民の防災意識の向上も見られた

市町村における区域指定のメリット

警戒区域指定によるメリットについて尋ねたところ、

- ・「職員の津波防災意識が高まった」という回答は全体の約5割を占めた。
- ・また、「他機関との連携強化」「要配慮者の避難における周辺住民の協力が得られやすくなった」との回答があった。

(注：73市町の総数回答による)



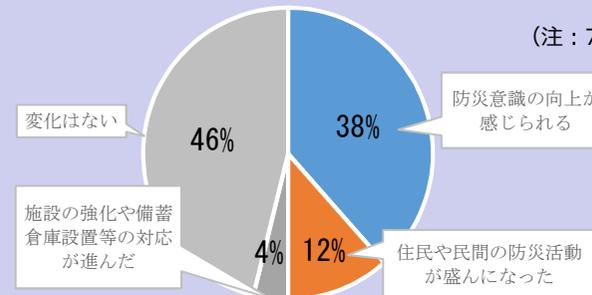
そのほか、警戒区域の指定を受けて新規の事業の検討や進捗が早まった、避難計画の策定、避難場所の見直し、避難タワーの整備などを進めているとの声があった。

指定後の住民等の防災意識の向上

警戒区域指定後の地域の意識・活動について尋ねたところ、

- ・「防災意識の向上が感じられる」という回答は全体の約4割を占めた。
- ・また、「住民や民間の防災活動が盛んになった」「施設の強化や備蓄倉庫設置等への対応が進んだ」との回答があった。

(注：73市町の総数回答による)



警戒区域指定後の地域の住民の津波訓練への参加状況については、1/4の市町において「かなり増えた」「やや増えた」との回答があった。

(注：無回答を除いた65市町)



津波災害警戒区域指定済み市町へのアンケート調査より(国土交通省実施)

津波災害警戒区域指定に係る住民の意識

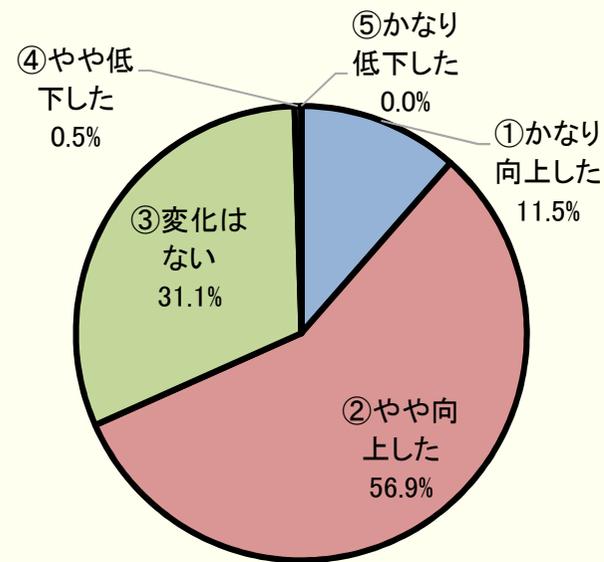
○津波災害警戒区域指定済み市町の沿岸部の住民に対するアンケート結果では、区域の指定後、津波災害への防災意識は津波浸水想定公表後と比べ、約7割の方が「かなり向上した」または「やや向上した」と回答した

住民意識調査 (サンプル数183)

『津波災害警戒区域』の指定後、ご自身の地震・津波災害への防災意識は、『津波浸水想定』の公表後と比べ、どの程度変化したと感じていますか。

- ①かなり向上した
- ②やや向上した
- ③変化はない
- ④やや低下した
- ⑤かなり低下した

※回答者には『津波災害警戒区域』の地図URLをあらかじめ提示



津波災害警戒区域指定済み市町の住民へのアンケート調査より(国土交通省実施)



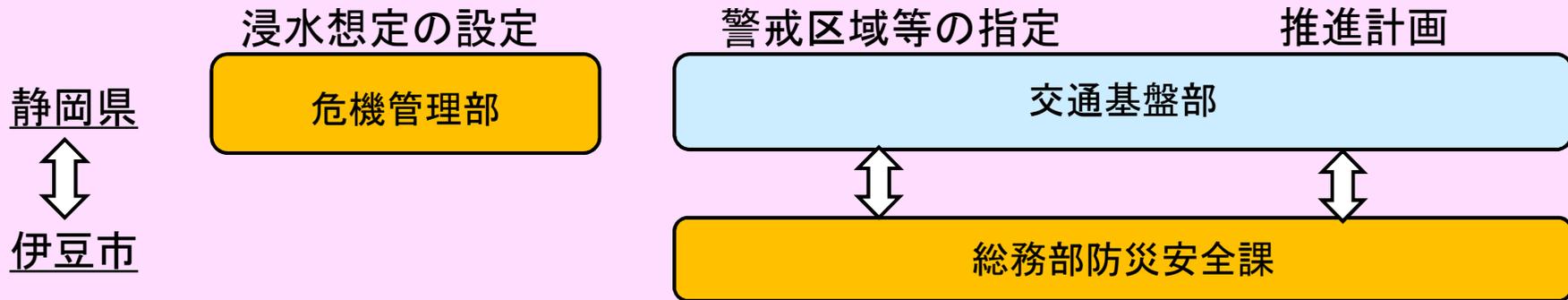
住民の防災意識は区域指定後高まっている

【警戒区域等指定済みの府県における対応】

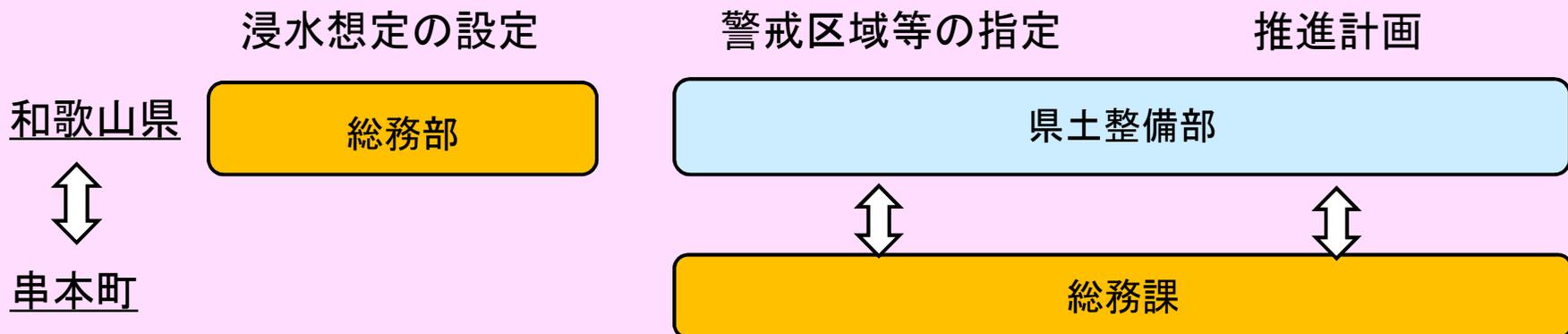
都道府県における検討体制

- 静岡県では、交通基盤部が担当となって、津波災害警戒区域の指定と各市町村の推進計画等の支援を実施
- 和歌山県では、県土整備部が担当となって、津波災害警戒区域の指定と各市町村の推進計画等の支援を実施

静岡県の場合

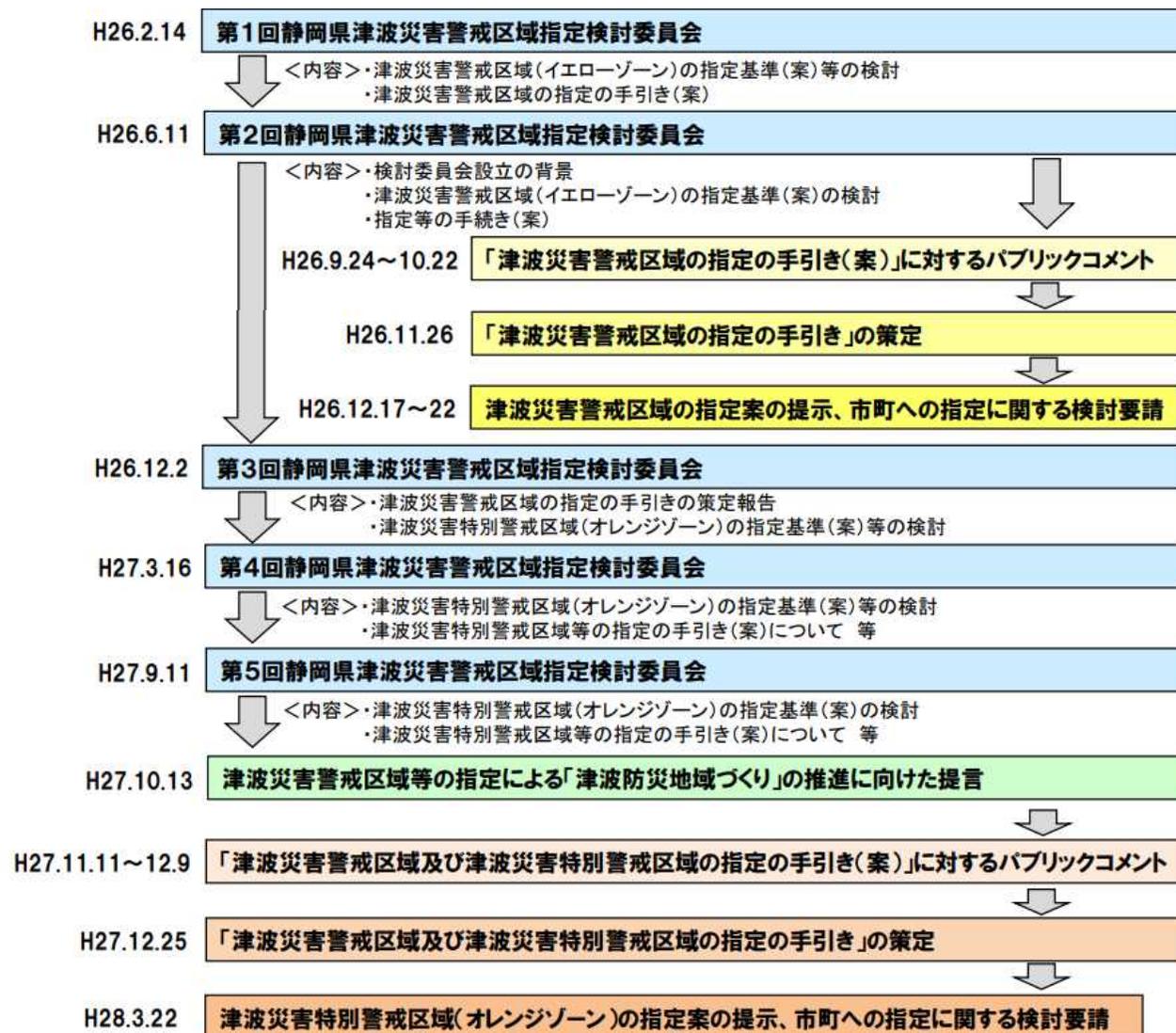


和歌山県の場合



検討会の設置による警戒区域等指定基準等の検討

○静岡県では、防災・建築・都市計画・津波の専門家や国・市の代表者で構成する「静岡県津波災害警戒区域指定検討委員会」を設置し、区域の指定基準や指定の手続き等を検討

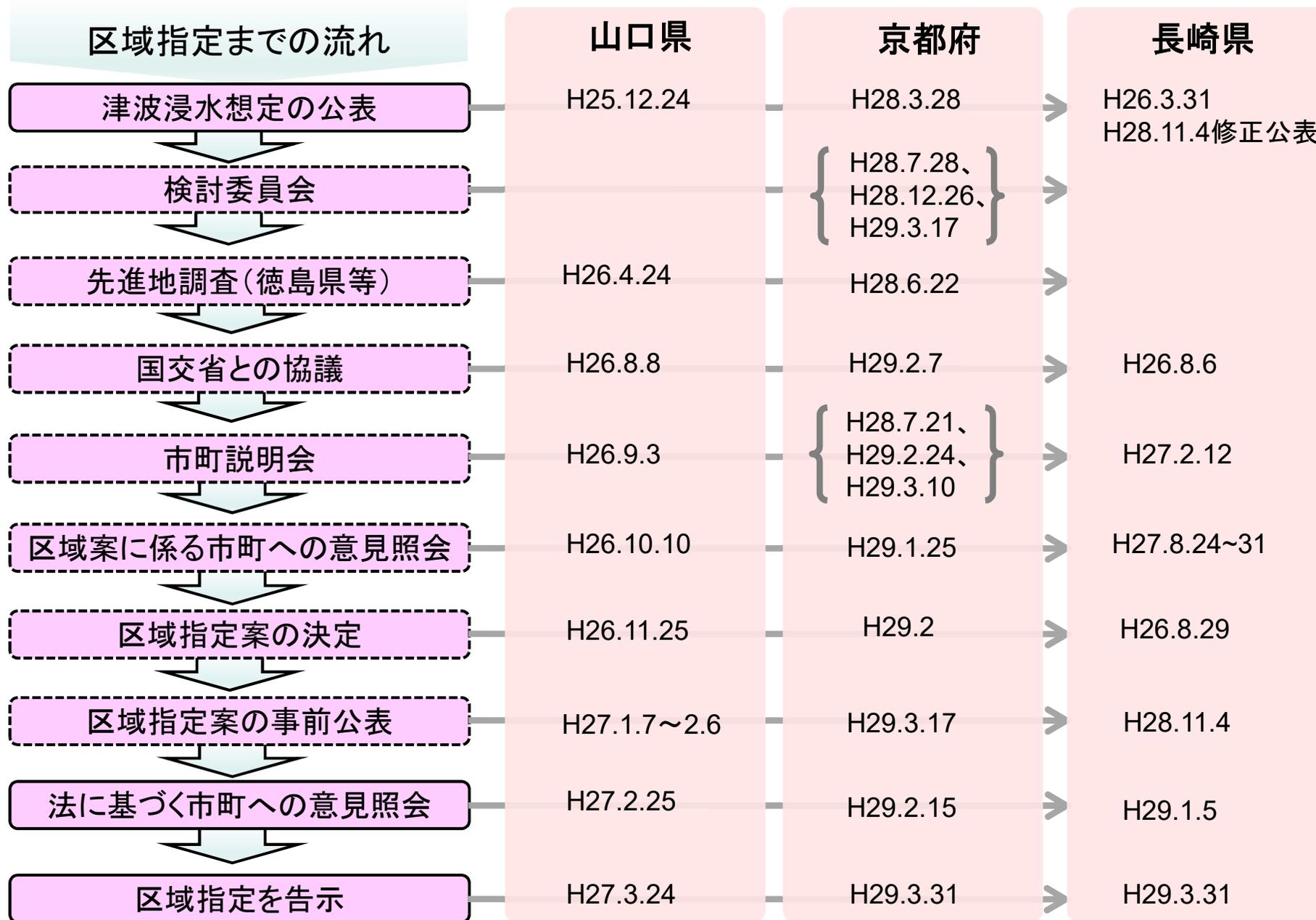


・第1~2回検討委員会で、津波災害警戒区域の指定基準等について検討し、検討結果を踏まえて平成26年11月に指定手引きを策定

・第3~5回検討委員会では、津波災害特別警戒区域の指定基準や指定の手続き等を検討

・平成27年10月に検討委員会から県に津波災害警戒区域等の指定による「津波防災地域づくり」の推進に向けた提言を提出

津波災害警戒区域指定済み府県における区域指定の流れ



津波災害警戒区域指定に係る市町村との調整

- 和歌山県では、指定に合意のあった市町で先行して指定
- 京都府では、津波浸水想定の設定手続きの中で、津波災害警戒区域の指定の考え方についても予め市町へ説明。一部市町からも津波対策について強化を求める声あり

和歌山県 の場合

19市町で指定

- ・市町防災担当者あての全体説明会
- ・アンケートの実施
- ・市役所等に出向いて、市町防災担当者あて個別説明

- ・一部で指定を見送り。
- ・その他の指定済みの市町について、指定後特段の問題なし。

京都府の 場合

5市町で指定

- <津波浸水想定の設定検討時>
- ・津波浸水想定の設定検討時において、予め津波災害警戒区域の指定の考え方及び被害想定の実施について説明
 - ・一部市町からも、津波災害警戒区域指定の要望

- <津波災害警戒区域の指定検討時>
- ・国等の参画した説明会を開催し、市町から意向聴取
 - ・検討委員会において津波災害警戒区域を津波浸水想定区域と同一とする方向性を確認

その他の 府県の例

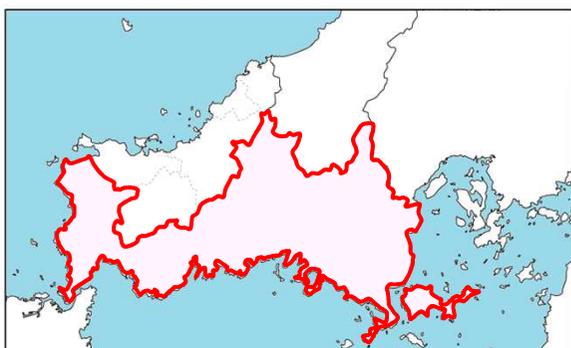
- ・「連絡調整会議」を設置し、区域指定に向けた検討・調整
- ・関係市町村への説明会
- ・担当者の理解を深めるための丁寧な説明・密な連絡調整

警戒区域等の市町村毎の指定

- 山口県では、日本海沿岸市町と瀬戸内海沿岸市町でそれぞれ指定
- 静岡県では、警戒区域等の指定の基準となる浸水深を提示し、市町の意向を確認し指定を実施

<事例>

- 山口県では、当初日本海側の津波の断層モデルが未公表で日本海側の浸水想定を設定できなかったため、津波災害警戒区域の指定対象を瀬戸内海沿岸と日本海沿岸に分けて、瀬戸内海沿岸を先行して区域指定の手続きを行った。



H27.3 瀬戸内海沿岸(15市町)を指定



H28.2 日本海沿岸(4市町)を指定

- 静岡県では、防災・建築・都市計画・津波の専門家や国・市の代表者で構成する「静岡県津波災害警戒区域指定検討委員会」を設置し、警戒区域の指定の基準となる水位の考え方などを示す「津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定の手引き」を公表した。また、当該手引きに基づき警戒区域等の指定の合意がとれた市町から順次指定の手続きを行っており、平成28年3月に河津町と東伊豆町(津波災害警戒区域)、平成30年3月に伊豆市について警戒区域等を指定した。

都道府県による津波災害警戒区域の住民への周知

○津波災害警戒区域の範囲や各地域の基準水位を容易に確認できるよう、GISによる重ね合わせで表示できるWebページで公開

徳島県の例



Copyright © 2013 徳島県総合地図提供システム All Rights Reserved.

(徳島県HP)

静岡県の例



(静岡県HP)

「重要事項説明」のための情報提供

- 津波災害警戒区域内にある宅地または建物について、宅地建物取引業法施行規則第16条の4の3に基づき、当該区域内であることを重要事項の説明として行うこととしている
- 静岡県では、宅地建物取引の際の重要事項説明に活用できる補足資料を作成

【静岡県】
宅地建物取引時の津波災害警戒区域等の重要事項説明にかかる補足資料

津波災害警戒区域とは

最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」ため
いざというときに**津波から「逃げる」**ことができるように
警戒避難体制などのソフト対策を**強化**する区域のことで
開発や建築の行為規制はかかりません

静岡県の
区域の考え方 最大クラスの津波があった場合に想定される
浸水の深さが1cm以上の区域が基本となります

強化ポイント① **市町の取組を強化**

住民等が円滑かつ迅速に避難するために

津波ハザードマップ作成 浸水範囲・深さ・避難場所等を明示	津波警報等を伝達 屋夜の具体的な伝達手段等を整理
避難場所や避難経路を確保	津波避難訓練を実施 具体的かつ実践的な訓練を実施

強化ポイント② **施設管理者※1の取組を強化**

防災上配慮を要する施設利用者が円滑かつ迅速に逃げるために

防災体制を確立 職務分担・指揮命令系統等	避難誘導方法を整理 従業員の配置・避難ルート図等
津波避難訓練を実施 具体的かつ実践的な訓練	他機関の避難訓練・講習会等に参加

※1 強化の対象施設
地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

お願い 津波の浸水範囲・深さ・到達予想時間 避難場所等の位置
地域の津波ハザードマップで確認してください 詳しくは市町の防災担当へ問合せください

【静岡県】

津波災害特別警戒区域とは

最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」ため
津波から避難することが困難な要配慮者が使用する施設を
地震や津波に対して安全なものとし、
津波を「避ける」ことができるように**強化**する区域のことで
要配慮者が利用する施設の新築や改築等が対象※2となります

静岡県の
区域の考え方 最大クラスの津波があった場合に想定される
基準水位※3が2m以上の区域が基本となります

強化ポイント **津波に対して安全な施設に**

対象施設(用途) 一定の社会福祉施設
幼稚園、特別支援学校
病院、一定の診療所及び助産所 **住宅等は対象になりません※2**

対象施設(用途)を地震や津波に対して安全なものにするために

建築物を地震や津波に対して安全な構造なものとする	開発区域内の土地を津波に対して安全なものとする
---------------------------------	--------------------------------

居室の床面の高さが基準水位以上とする

※2 強化の対象施設
県が指定する津波災害特別警戒区域においては住宅等は強化の対象ではありませんが、別途市町が条例で用途等を定め区域を指定する場合、住宅等が対象となる場合があります。(現時点で条例化された事例はありません。)

※3 基準水位
津波災害警戒区域を指定すると、建築物に衝突し上昇する津波の水位(基準水位)を公表します。
津波に対する安全な高さを確認いただけます。

※4 お問い合わせ先
静岡県 交通整備部 河川砂防課 河川企画課
〒422-8601 静岡市葵区道手町9番6号
TEL.054-221-3202
FAX.054-221-3380
※静岡県ホームページで確認いただけます
サイト内検索
津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定 検索
QRコードはこちら

※基準水位は、津波災害警戒区域の指定に併せて公示されます。

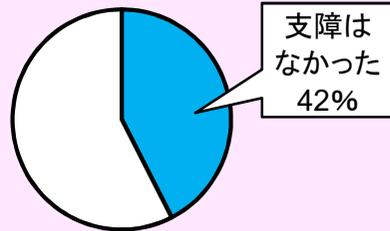
平成29年3月発行

【警戒区域等指定済みの市町における対応】

津波災害警戒区域指定済みの市町における住民等への対応

- 津波災害警戒区域指定済みの市町に対するアンケート結果によると、指定済みの約4割の市町では、住民からの反対等の特段の支障なく区域の指定を実施している
- 残りの約6割の市町も含め、約9割の市町で住民に対して区域の指定の意義や必要性を説明することが必要としている

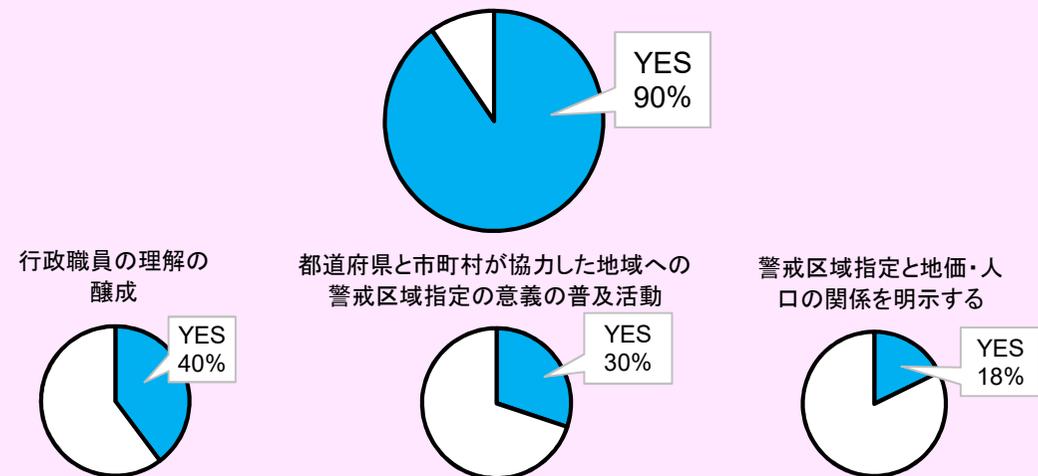
津波災害警戒区域の指定時に支障はあったか



区域の指定に係る支障の有無

津波災害警戒区域指定済み市町へのアンケート調査より(国土交通省実施)

警戒区域指定の意義や必要性を説明



地域住民の理解を得るために必要と考える対応

指定済みの6府県において聴取したところ、住民等への理解の獲得のための対応については、以下のことが必要としている

- ・ HP等による情報提供
- ・ 関係者への説明会の開催
- ・ 市町単位で実施したフォーラム等を活用し、目的等の説明
- ・ 制度内容の正確な伝達

警戒区域等指定に係る市町の対応と住民の意識

- 静岡県伊豆市では、市内の自治会毎の説明会や学校での津波防災に係る特別授業等を実施
- 福岡県内では、県と市町が共同で市町単位での住民説明会を開催

静岡県伊豆市では、住民参画の地元説明会を開催。有識者を交え、警戒区域等指定の目的や制度を丁寧に説明し、理解を深めている。

福岡県では、津波災害警戒区域の指定予定範囲内の住民等を対象に、県と市町が共同で、市町単位での法の趣旨、津波災害警戒区域指定の目的などに関する住民説明会を開催。



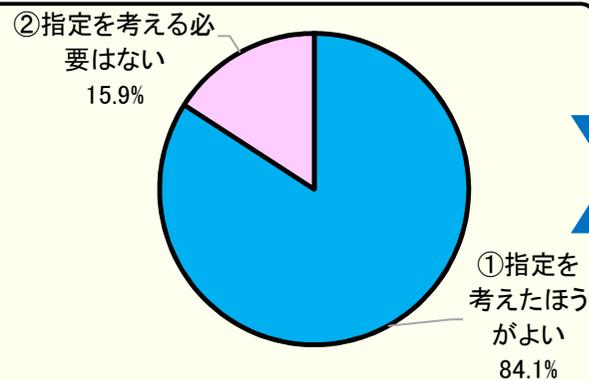
静岡県伊豆市での住民を交えた会議

住民意識調査 (サンプル数1,254)

『津波災害警戒区域』は、お住まいの市町村で指定を考えたほうがよいと思いますか。

- ①指定を考えた方がよい
- ②指定を考える必要はない

津波浸水想定が設定された市町の沿岸部住民へのアンケート調査より(国土交通省実施)



住民は区域指定に後ろ向きではない

津波防災地域づくり推進協議会（静岡県伊豆市）

- 津波法第11条に基づき設置された協議会において、推進計画の策定と併せて警戒区域等の指定について検討
- 伊豆市のほか、学識経験者、自治会長、観光協会長、静岡県、中部地整等で構成

伊豆市津波防災地域づくり推進協議会委員

委員区分	機関・職名
学識経験者	東京大学准教授(会長)
	静岡大学准教授
住民	伊豆市区長会長
	伊豆市区長会副区長会長
	土肥地区連合区長
	土肥・小土肥地域づくり協議会長
	西豆地区地域づくり協議会長
民生委員	民生委員
小中学校PTA役員	土肥中学校PTA会長
漁協関係	伊豆漁協土肥支所運営委員長
観光関係	伊豆市観光協会土肥支部長
	土肥温泉旅館協同組合長
	伊豆市商工会土肥支部長
国土交通省	中部地方整備局沼津河川国道事務所長
静岡県	危機管理部東部危機管理局長
	交通基盤部沼津土木事務所長
伊豆市	総合政策部長
	建設部長
	産業部理事
	健康福祉部長
	教育部長

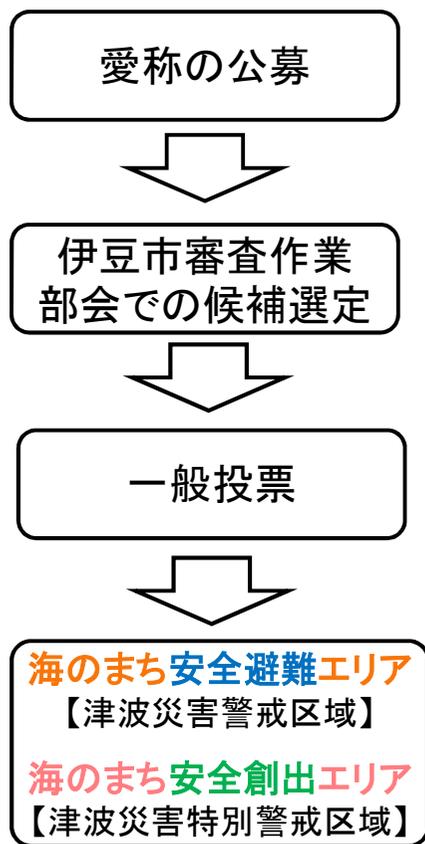


協議会会長から市長へ推進計画の答申を手交
(2017/11/23)

特別警戒区域の指定を含む観光防災まちづくりの検討を進め、津波法に基づく「推進計画」を答申

警戒区域等の呼称の工夫

- 津波災害警戒区域に対するイメージの改善が課題
- 静岡県伊豆市では、公募により「津波災害警戒区域」「津波災害特別警戒区域」の地域での愛称を決定



伊豆市では、津波災害特別警戒区域について、「子どもや高齢者等の避難に配慮を要する方々が利用する施設を安全に建ててもらうための区域」であることなどを正しく理解していただくため、愛称を募集

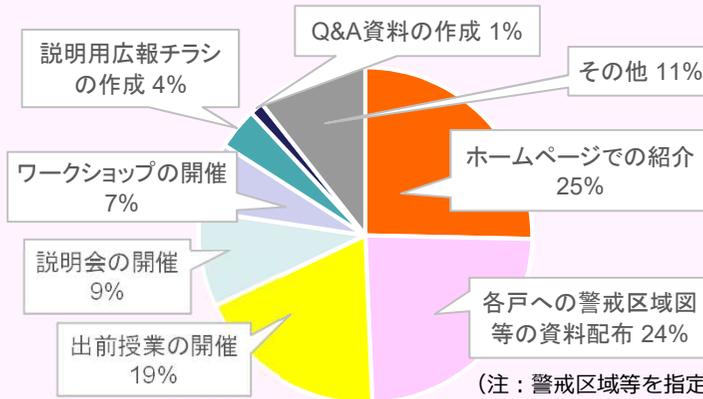


全国から約140以上のアイデアが提出、全国に取組を知ってもらう機会としても活用。

警戒区域等の住民等への周知

- 津波災害警戒区域の周知については、住民に直接届くホームページや各戸配布を基本としつつ、説明会の開催等により、さらに周知を深めている市町村が多い
- 静岡県伊豆市では、警戒区域等の指定を含めた津波防災地域づくりの理解促進のため、観光客への説明や、町中にのぼりの設置を実施

区域指定済みの市町村における周知の対応



(注：警戒区域等を指定済みのうちの37市町の総数回答による)

「その他」として、

- ・広報への掲載、海拔表示板の設置
- ・市役所(総合支所含む)での閲覧
- ・津波避難マップの配布
- ・不動産取扱者等への対応 等



↑ 配布チラシ(表)

(裏) →

様々な手段により、住民等への意識啓発を促進

警戒区域等指定後の市町の対応

○津波災害警戒区域が指定された市町では、区域の指定を受けて、警戒避難体制の整備において新たな取り組みも実施

- 基準水位に基づいた津波ハザードマップの作成
- 避難場所の見直し
- 津波避難タワーの整備
- 消防団への津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの配布
- 地域防災リーダーとなる防災士の資格取得支援
- 浸水地区の住民に対する研修会・訓練の実施
- 自主防災組織の活動補助 等

【津波災害特別警戒区域の指定に係る対応】

静岡県伊豆市における津波災害特別警戒区域の指定

- 静岡県伊豆市において、平成30年3月に津波災害特別警戒区域を指定(指定第1号)
- 静岡県の手引きに基づき、基準水位2m以上を区域として設定
- 区域指定に際し、地元関係者も参画する推進協議会による検討や、自治会毎の住民説明会、各種広報により地域と一体となって丁寧に指定を推進

静岡県の指定基準

津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)は、津波浸水想定(※1)に定める浸水想定区域(レベル2津波、浸水深1cm以上の区域)のうち、「**基準水位(※2)2.0m以上の区域**」を基本とする。

また、津波浸水想定で定める浸水想定区域のうち、**レベル1津波による浸水深に津波が建物等に衝突した際のせり上がり高を加えた水位が2.0m以上の区域**が、上記区域より広い場合、県と市町の協議により、当該区域を追加することを可能とする。

区域境界としては、上記条件を満たす**10m×10mメッシュのもの**とするが、県が設定した津波浸水想定と同等以上の精度で実施された**市町独自の津波浸水シミュレーションの結果**や**町丁目界、地域活動の実施単位(自主防災会、町内会等)、地形地物等**を踏まえ、県と市町の協議により、**安全側を見て広く設定することを可能とする。**

※1:津波浸水想定は、静岡県第4次地震被害想定レベル2津波によるケース毎の浸水想定区域を重ね合わせ、最大となる浸水深・浸水域を抽出し、津波防災地域づくりに関する法律第8条に基づき設定したもの。

※2:基準水位は、津波浸水想定浸水深に、津波が建物等に衝突した際のせり上がり高を加えた水位。津波浸水シミュレーション時に計算によりメッシュ毎に算出する。

地域と一体となって区域指定を推進



伊豆市津波防災地域づくり推進協議会



市民集会



愛称の公募・決定



町中へののぼりを設置 28

静岡県伊豆市における津波災害特別警戒区域の指定の目的

- 南海トラフ巨大地震による10mの津波想定(リスク)への対応
- 「観光、環境、防災のバランスがとれた海と共に生きるまち」の実現

【伊豆市”海と共に生きる“観光防災まちづくり推進計画】第5章より

(2)リスクと共存する暮らし方・住まい方(土地利用)に関する考え方
南海トラフ巨大地震に伴い、土肥地域では、最大津波高T.P.10mの津波が到達するという災害リスクが想定されています。一方で、風光明媚な海辺を活かした観光や水産業等海に根差した産業が盛んであり、この沿岸部には産業機能・生活機能が集積しています。これらの機能は、土肥地域の持続的な発展を支えていることから、土肥地域にとって不可欠なものとなっています。

地域で暮らし続けるためにも、この地域の津波災害のリスクを正しく認識し、リスクと共存できる暮らし方・住まい方(土地利用)を考えていくことが必要となります。

(中略)

津波到達までの時間に余裕の無い土肥地区では、子どもや高齢者等は避難できず、その場にとどまらざるを得ない状況が考えられます。また、2m以上浸水すると建物倒壊の危険性が高まるといわれています。そこで、建物倒壊等の危険性のある区域では、子どもや高齢者等の避難に配慮を要する方々が利用する施設を、安全性を確保しながら建ててもらおうための区域となる「津波災害特別警戒区域」の指定を丁寧に進めます。

<指定の主な流れ>

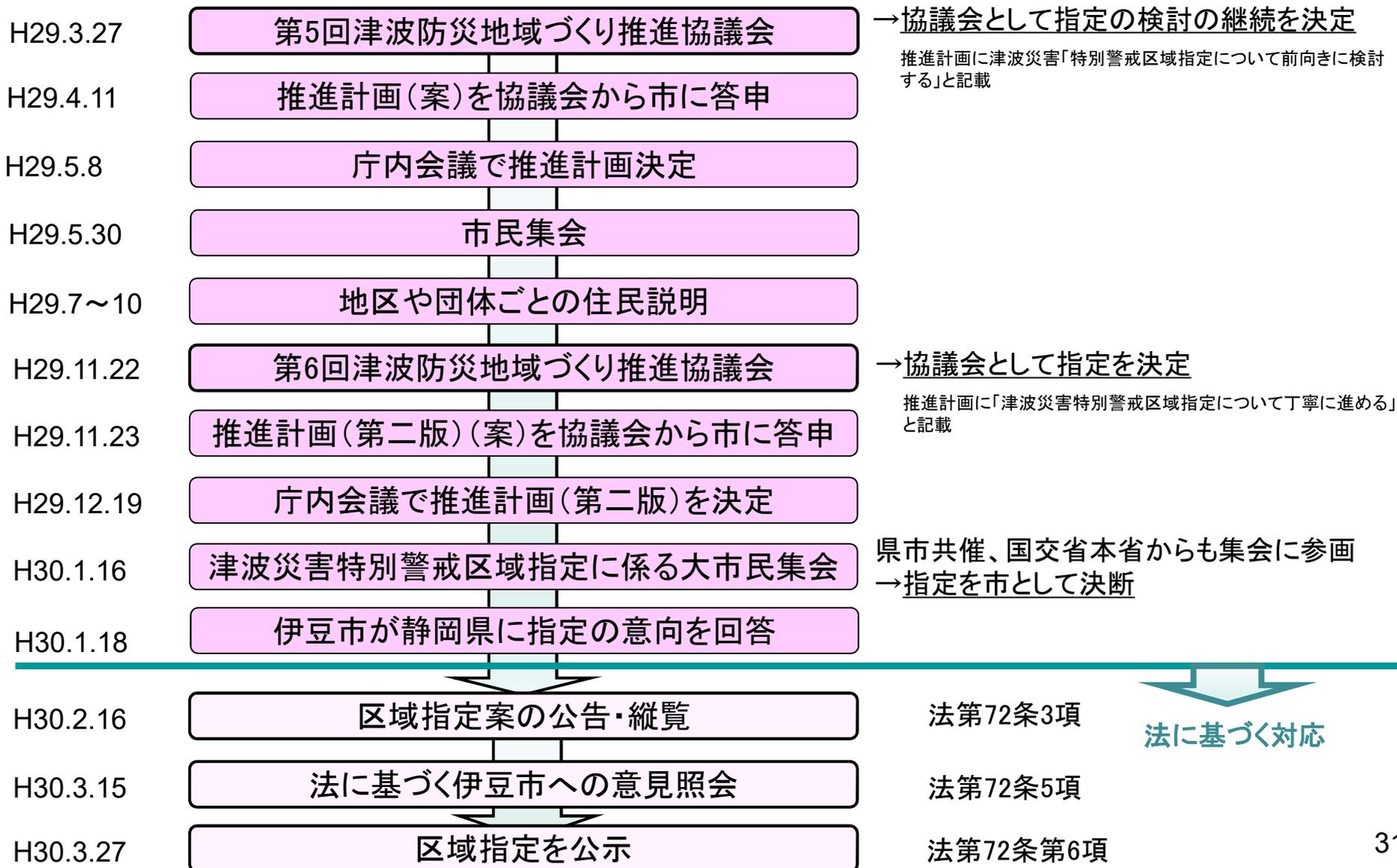
①地域の津波災害の
リスクを正しく認識

②リスクと共存できる
暮らし方・住まい方
(土地利用)を考える

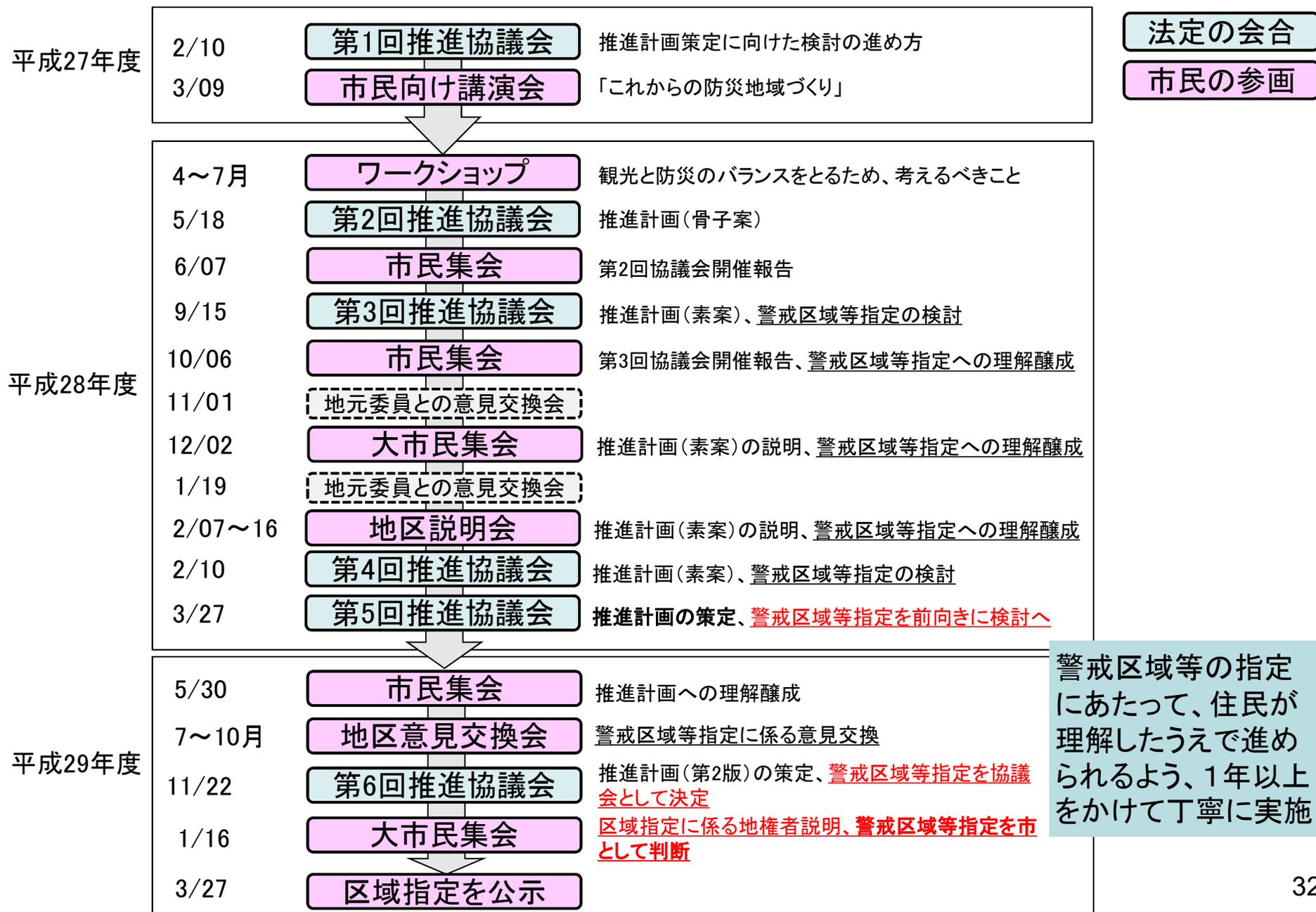
③区域の指定を
丁寧に進める

静岡県伊豆市における津波災害特別警戒区域の指定の経緯

○静岡県伊豆市では、地区ごとの説明会や市民集会等の開催により市民の理解が進むよう丁寧な取組を実施



静岡県伊豆市における津波災害特別警戒区域の指定の経緯(参考)



伊豆市のまちづくりを進める上で津波災害特別警戒区域の制度を活用

- 静岡県伊豆市では、「観光防災まちづくり」を進めることとし、様々な取組に着手
- 津波災害特別警戒区域をまちづくりの要素として、積極的に活用

地域のくらし観光業をはじめとする産業を維持しながらも、災害リスクからの安全・安心を確保していくことが重要

観光防災まちづくり
推進計画の作成



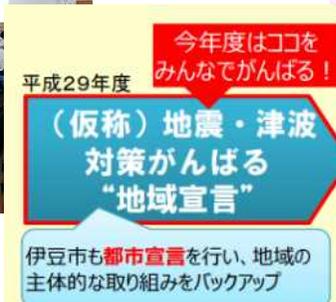
観光防災まちづくり
の方向性を提示

土肥中生と考える会



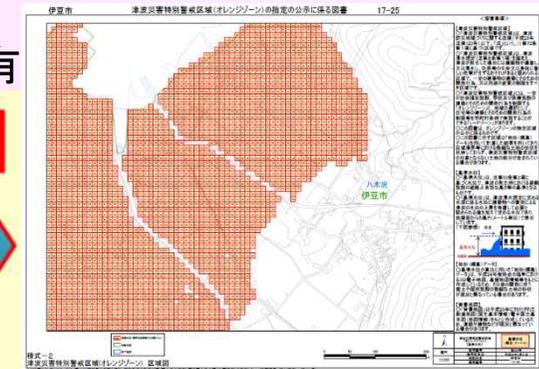
市民集会

地域の取組の共有



市民自らが津波対策の
取組に関与

津波災害特別警戒
区域の指定



将来にわたって地域の
安全性を向上

さらに、観光客の避難誘導や地域特性を踏まえた訓練の実施など、観光防災の取組を推進

【津波災害警戒区域における地価の変化傾向】

地価の変化傾向① 徳島県

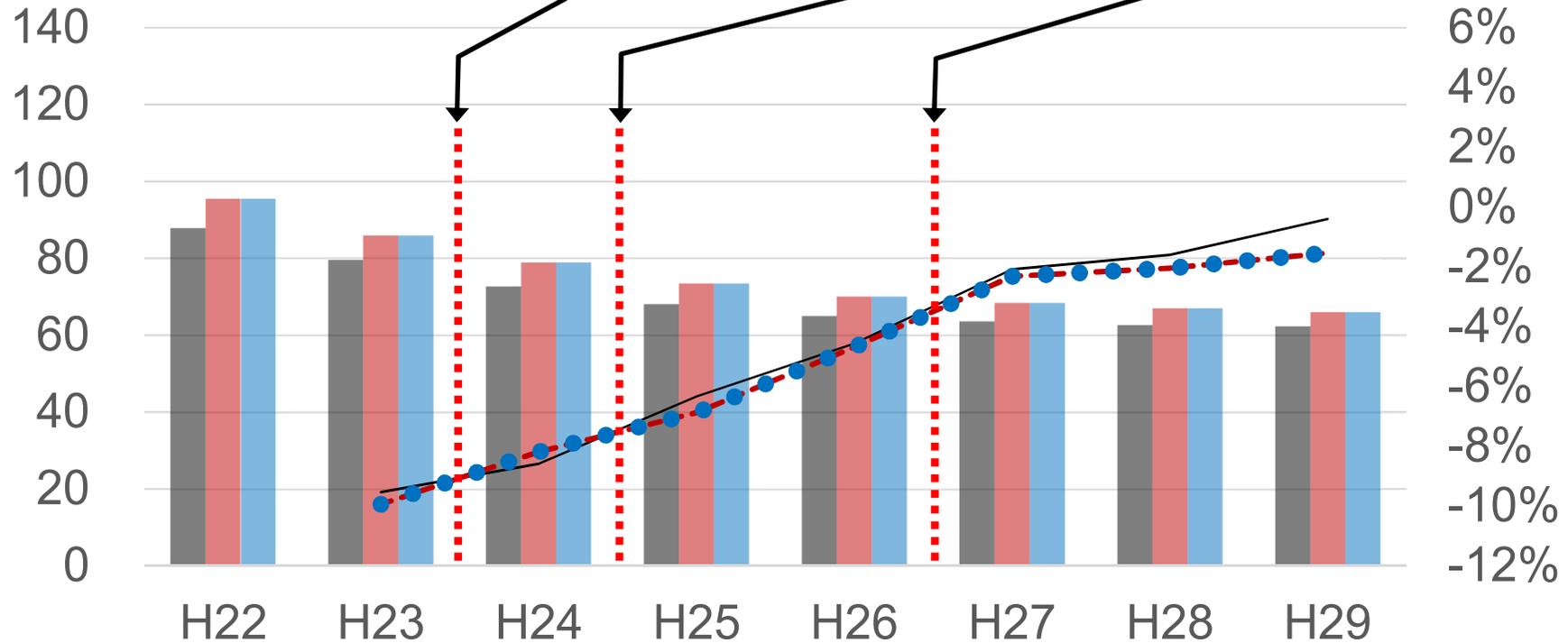
- 徳島県内の沿岸を持つ市町全体における地価は、最近の数年はほぼ横ばい
- 沿岸の浸水域では、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定の前後で、当該指定等による地価への大きな影響は見られない

【調査対象】

沿岸を持つ市町全体:127地点
 津波浸水想定:105地点
 津波災害警戒区域:105地点

地価公示等を基に国土交通省作成

地価(千円/m²)



沿岸を持つ市町全体平均
 津波浸水想定平均
 津波災害警戒区域平均

沿岸を持つ市町全体平均(変動率)
 津波浸水想定平均(変動率)
 津波災害警戒区域平均(変動率)

地価の変化傾向② 山口県

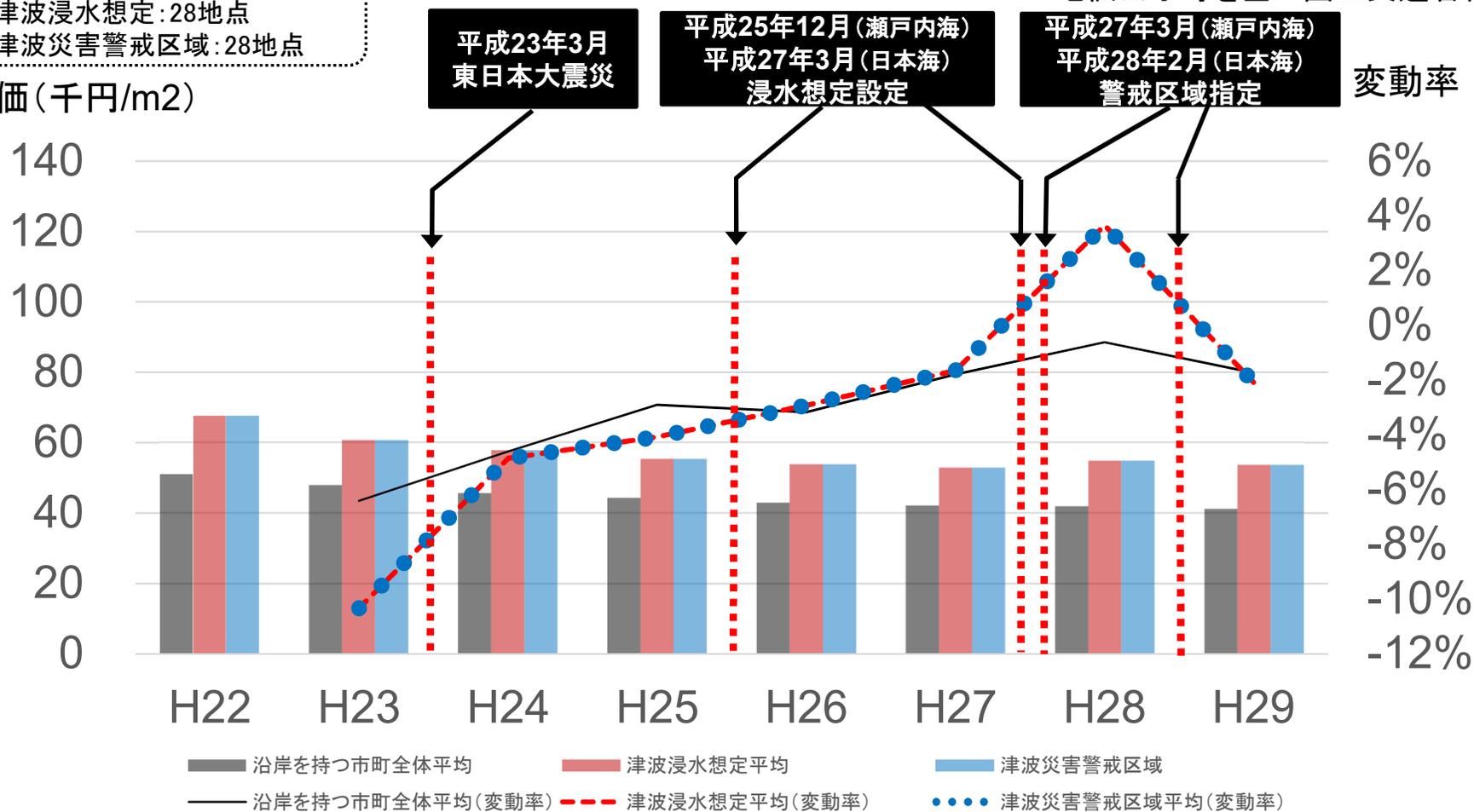
- 山口県内の沿岸を持つ市町全体における地価は、最近の数年はほぼ横ばい
- 沿岸の浸水域では、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定の前後で、当該指定等による地価への大きな影響は見られない

【調査対象】

沿岸を持つ市町全体: 303地点
 津波浸水想定: 28地点
 津波災害警戒区域: 28地点

地価公示等を基に国土交通省作成

地価(千円/m²)



地価の変化傾向③ 和歌山県

- 和歌山県内の沿岸を持つ市町全体における地価は、最近の数年はほぼ横ばい
- 沿岸の浸水域では、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定の前後で、当該指定等による地価への大きな影響は見られない

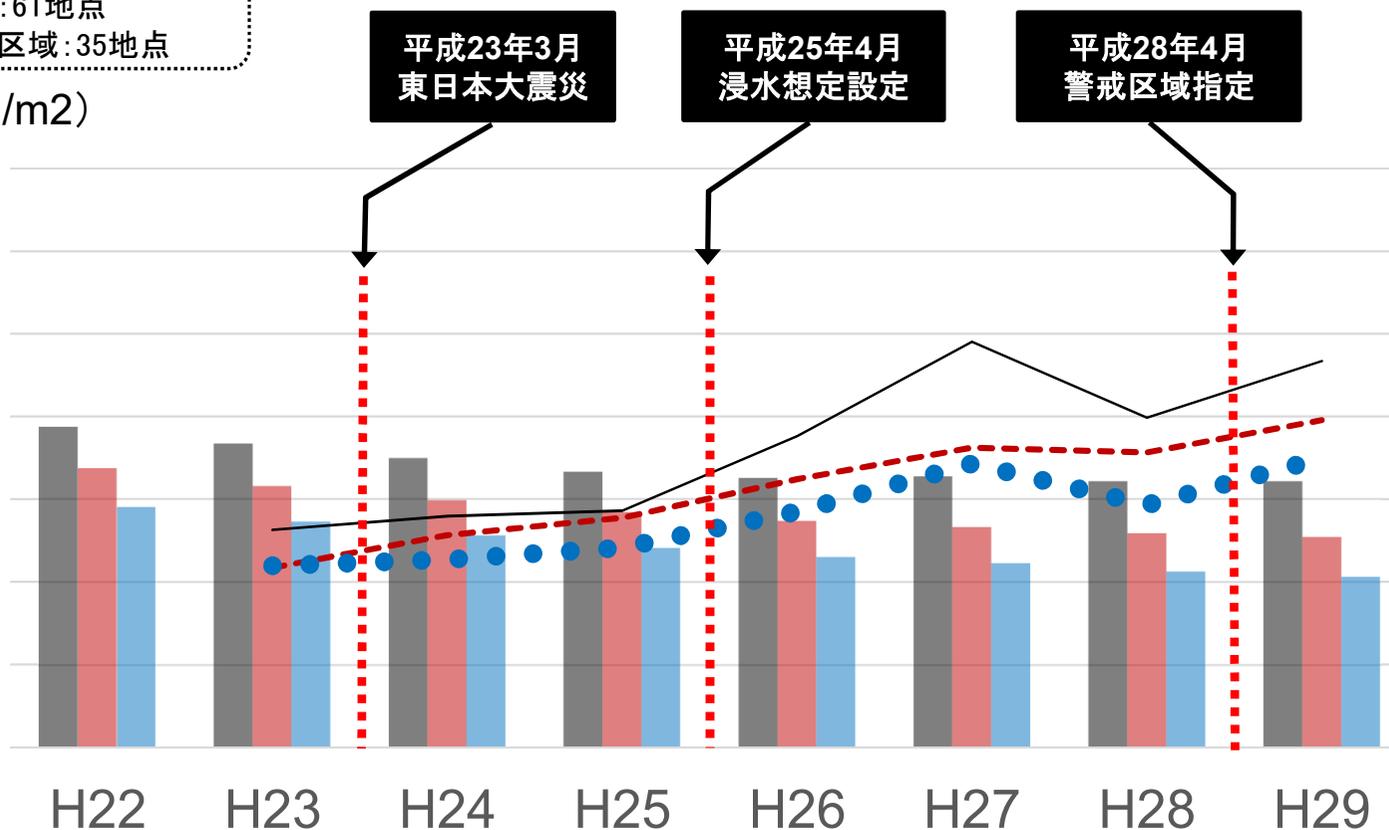
【調査対象】

沿岸を持つ市町全体: 142地点
 津波浸水想定: 61地点
 津波災害警戒区域: 35地点

地価公示等を基に国土交通省作成

地価(千円/m²)

140
120
100
80
60
40
20
0



変動率

6%
4%
2%
0%
-2%
-4%
-6%
-8%
-10%
-12%

沿岸を持つ市町全体平均
 津波浸水想定平均
 津波災害警戒区域平均
 沿岸を持つ市町全体平均(変動率)
 津波浸水想定平均(変動率)
 津波災害警戒区域平均(変動率)

地価の変化傾向④ 静岡県

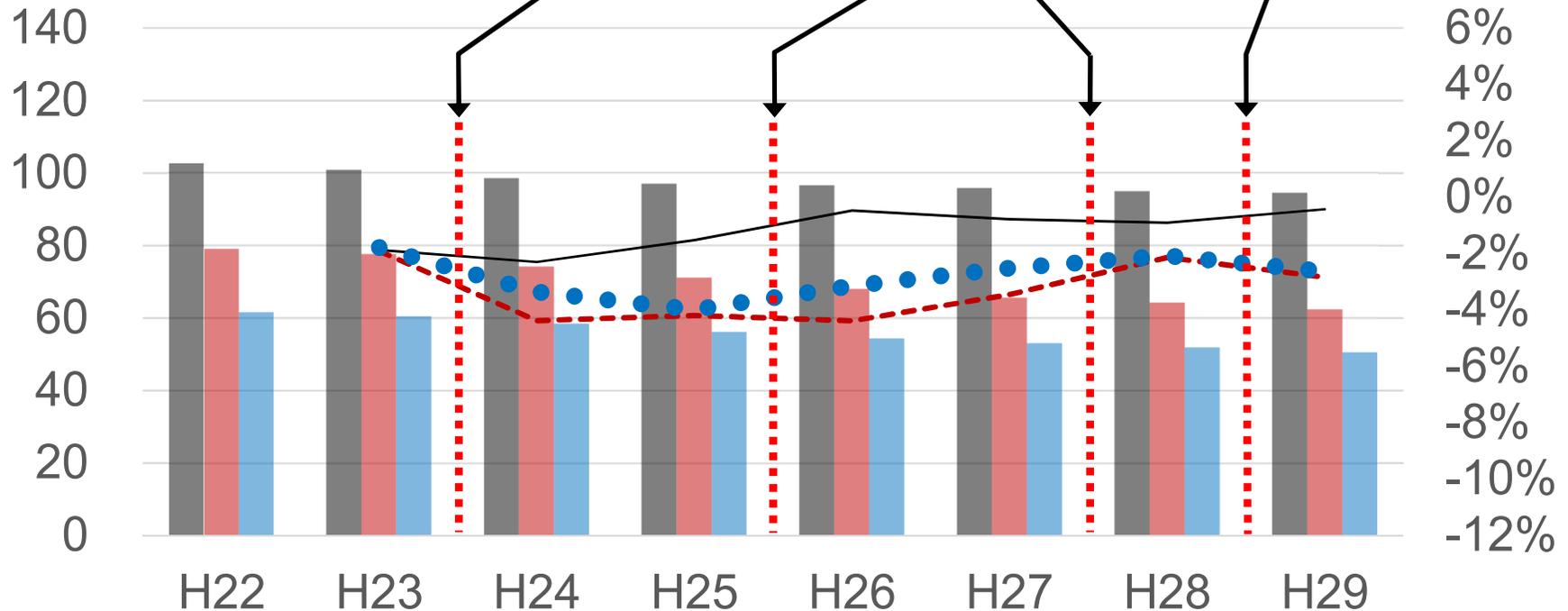
- 静岡県内の沿岸を持つ市町村全体における地価は、最近の数年はほぼ横ばい
- 沿岸の浸水域では、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定の前後で、当該指定等による地価への大きな影響は見られない

【調査対象】

沿岸を持つ市町村全体: 505地点
 津波浸水想定: 46地点
 津波災害警戒区域: 3地点

地価公示等を基に国土交通省作成

地価(千円/m²)



沿岸を持つ市町村全体平均
 津波浸水想定平均
 津波災害警戒区域平均
 沿岸を持つ市町村全体平均(変動率)
 津波浸水想定平均(変動率)
 津波災害警戒区域平均(変動率)

その他

警戒区域等における津波対策推進に関わる特例等

○津波災害警戒区域においては、津波避難施設の確保の促進に向けた特例や施設の容積率規制の緩和が活用可能

○一定の要件を満たす特別警戒区域においては、拠点整備に係る費用の補助が受けられる

・ 津波避難施設及び付帯設備の税制特例

津波災害警戒区域において、一定の基準を満たす建築物で、市町村長が指定した指定避難施設及び施設管理者と管理協定を締結した協定避難施設及び各施設に附属する避難用設備にかかる固定資産税について、指定避難施設については1/2から5/6の範囲内、協定避難施設については1/3から2/3の範囲内で市町村の条例で定める割合に減免が可能

・ 津波避難建築物の容積率規制の緩和

津波災害警戒区域内にあり、かつ推進計画に定めた推進計画区域内において、津波からの避難に資する一定の基準を満たす建築物の防災用備蓄倉庫等について、建築審査会の同意を不要とし、特定行政庁の認定により、容積率の緩和が可能

・ 津波防災拠点整備事業

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定地域内であり、特別警戒区域の指定地域を有し、推進計画を策定した市町村において、①津波防災拠点整備計画策定に要する費用、②津波防災拠点のための公共施設等整備、③津波防災拠点のために必要な公共施設、公共的施設の用地取得造成について、市町村に対し1/2の助成

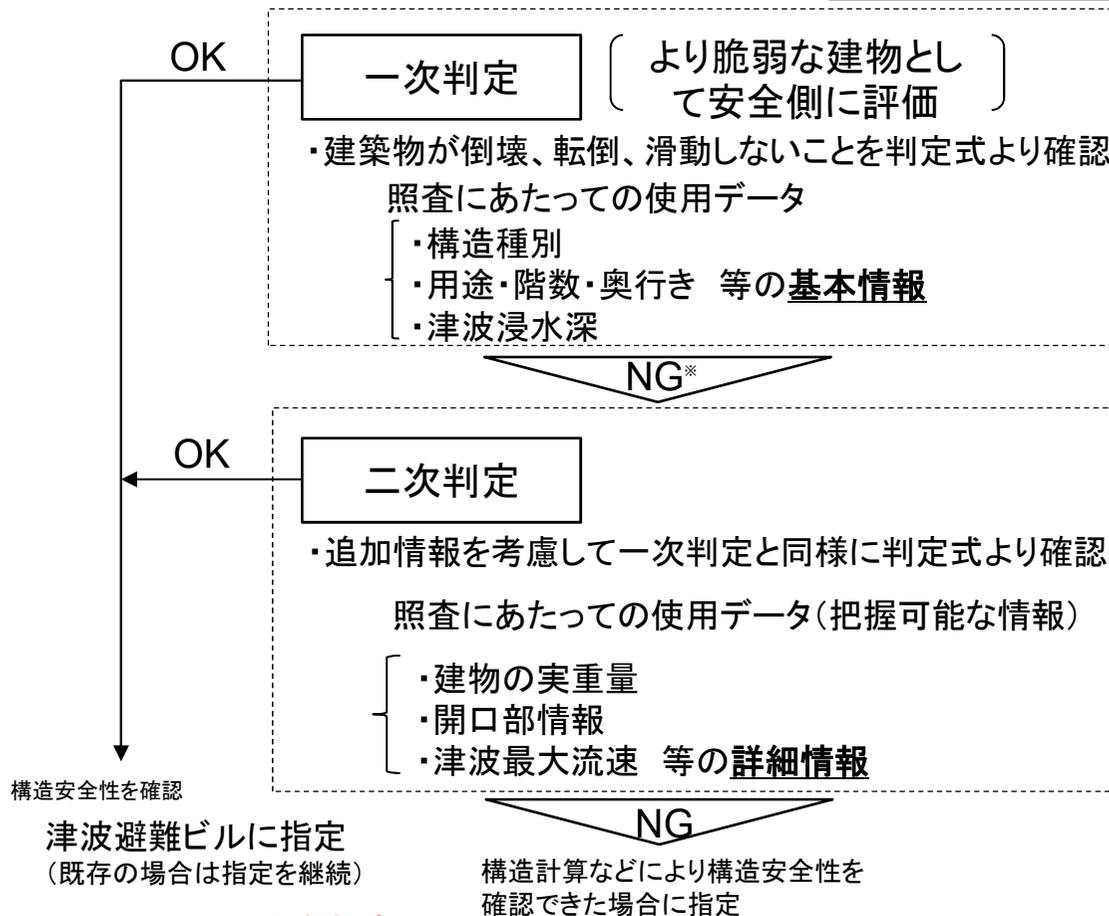
・ 都市防災総合推進事業

令和2年度より、従来は主に都市域に限られていた交付対象地域が、津波災害警戒区域等にも拡充され、避難施設の整備等に対して交付金による支援が可能

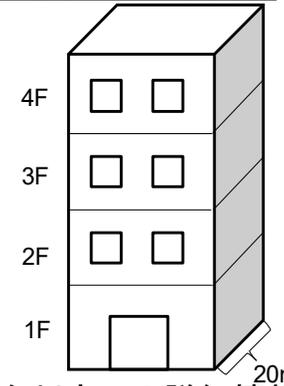
名古屋市における津波避難ビルの構造安全性の確認手法の事例

- 名古屋市では津波避難ビルの構造安全性を確認するにあたり、安全側(より脆弱な建物)に見積もった簡易的な照査を実施している。
- これにより、個別の施設毎に構造計算を実施する場合と比較して、大幅に安価・迅速に照査を実施することが可能となった。

名古屋市の手法

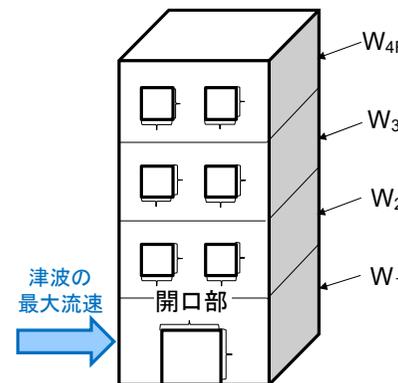


一次判定での基本情報



例:
4階建(奥行き20m)
構造種別:RC造
用途:事務所

二次判定での詳細情報



開口部情報
+
実重量
+
津波の最大流速 等

✓メリット

- ・個別に構造計算を実施する場合と比較して、安価かつ迅速に確認可能

※建築物内部への水の流入を考慮した判定も実施 41

津波災害警戒区域における都市防災総合推進事業(北海道・蘭越町)

- 北海道は、蘭越町の津波災害警戒区域を平成30年5月に指定している。
- 都市防災総合推進事業(交付金事業)は、従来では交付対象が都市域等に限定されていたが、令和2年度からの交付要件の拡充により、津波災害警戒区域においても事業が可能となった。
- このため、蘭越町では、交付金を活用して津波避難タワーの建設を実施を予定している。

従来の交付金の地区要件

- 一 三大都市圏の既成市街地等
- 二 大規模地震発生の可能性の高い地域
(地区公共施設等整備については市街地に限る。)
- 三 指定市
- 四 道府県庁所在の市
- 五 住生活基本計画に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地を含む市町村
- 六 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区 等

都市域
が中心

令和2年度から
拡充

都市防災総合推進事業の拡充

○災害ハザードエリアにおける命を守るための避難路や避難場所等の地域の身近な逃げ場所の整備への支援を強化する。

主な拡充内容

- 1) 支援対象となる地域要件の見直し
洪水浸水想定や土砂・津波災害警戒区域等を新たに追加
- 2) 避難施設整備への支援強化
避難施設の整備や避難施設への必要な機能整備の支援強化(用地費の交付対象化等)

[交付対象：地方公共団体、国費率：1/2(用地費1/3)]

対象施設のイメージ



津波災害警戒区域内における事業 についても交付対象に



津波避難タワーの事例
(宮城県石巻市)

出典：津波避難ビル等に係る事例集
(内閣府(防災担当))平成29年7月

注) 蘭越町における津波避難タワーは現在設計中であり、上記の事例はあくまでも他地域での施工イメージです。



国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室

東京都千代田区霞が関2-1-3

Tel:03-5253-8111(内線:35439,35457)